

除染関係 Q&A

(平成 29 年度以降版)

環境省

(平成 29 年 5 月 31 日改訂)

この除染関係Q&Aは、放射性物質汚染対処特措法(略称を記載)やそれに係る除染関係ガイドライン、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱等を説明・補足するために地方公共団体向けの資料として作成したものです。

汚染状況重点調査地域における面的除染は平成 28 年度末で概ね完了したことから、本 Q&A においては、仮置場等での保管やモニタリング等今後必要となる事項を中心に整理をしています。本 Q&A に記載のない事項については、環境省に個別に御相談ください。

なお、本Q&Aにおける除染関係ガイドラインとは「除染関係ガイドライン 平成 25 年5月 第2版(平成 28 年9月追補)」のことです。

目次

1 財政措置等に関する事項	5
(1) 全般的事項	5
Q1-1-1 補助金の対象となる5つの業務(「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」、「専門家派遣業務」及び「事後モニタリング事業」)の対象となる市町村はどこか。	5
Q1-1-2 概算払いは可能か。	5
Q1-1-3 関連する資料の印刷や消耗品等に係る経費は、財政措置の対象となるのか。また、仕様書の設計、事業進捗管理及び測定・監視等を行うコンサルタントの委託費、非常勤職員の臨時雇用費、国が主催する説明会等への出席に要する旅費等は、財政措置の対象となるのか。また、その際の手続きに制限はあるのか。	5
Q1-1-4 測定機器の購入や校正費用についても、財政措置の対象となるか。	6
Q1-1-5 作業に協力いただいた一般の方への謝礼等も、財政措置の対象となるのか。	6
Q1-1-6 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関する費用は財政措置の対象となるのか。	6
Q1-1-7 補助金により取得した財産について、補助事業終了後にその使途に制限はかかるのか。	6
Q1-1-8 新年度の労務単価の変更に当たり、契約を変更する特例措置を講じたい。	6
Q1-1-9 取扱要領においては、「請負者が請負業者賠償責任保険等に加入すること」を求めているが、発注者である市町村が保険に加入することも認められるか。	7

Q1-1-10 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金においては、写真を添えて事業の実績を報告することとなっているが、具体的にはどのような写真を撮影し提出する必要があるのか。	7
(2) その他除染等の措置等に係る事項	7
Q1-2-1 屋内で放射線量が高い場所がある場合、どうすればよいのか。	7
Q1-2-2 除去土壌等の処分の実施者は誰なのか。	8
Q1-2-3 除染土壌等を適切に管理した場合の安全性について、国としてしっかり広報してほしい。特に、放射線そのものとその影響、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトの安全性についてどのように広報しているか。	8
Q1-2-4 除染措置完了市町村とは何か。	8
Q1-2-5 除染措置が完了すると国の補助金交付は受けられなくなるのか。	8
Q1-2-6 汚染状況重点調査地域の指定を解除するにはどうしたらいいか。	9
Q1-2-7 汚染状況重点調査地域の指定解除後は、汚染状況の監視を目的としたモニタリング費用は補助対象にならないか。	9
Q1-2-8 年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトになるまで、除染を何度実施しても財政措置の対象となるのか。	9
A 年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下というのは除染を含む様々な対策を総合的に行うことによる放射線防護の長期的な目標であることも踏まえて、二度目以降の除染の実施について財政措置の対象とするか検討しますので、個別に環境省に御相談ください。なお、第16回環境回復検討会における資料2などで示している除染のフォローアップの考え方についても参照してください。	9

2 除去土壌の保管等に関する事項 10

(1) 全般的事項	10
Q2-1-1 「除染実施計画の対象となる区域（法第36条第2項第2号に定める区域）」外に仮置場を設置することは可能か。	10
Q2-1-2 仮置場の敷地境界において、搬入中に除去土壌による追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないこととあるが、これは毎時0.23マイクロシーベルトであると解してよいのか。（廃棄物関係ガイドラインでは、毎時0.19マイクロシーベルトとなっている。）	10
Q2-1-3 除去土壌の現場保管や仮置場での保管に当たり、遮蔽用土のうの数・覆土の厚さや離隔距離を設定するために専門機関に委託する等して、除去土壌の放射能濃度を測定する必要があるか。	10
Q2-1-4 除去土壌の仮置場について、線量に変化はなく、仮置場の状態は定期的に目視により確認しているため、測定の頻度を変更できないか。	11
Q2-1-5 仮置場の構造にはどのようなものがあるのか。	11
Q2-1-6 仮置場の設置に当たり厚さ6mmの遮水シートの敷設は必要か。	11
Q2-1-7 仮置場の設置に当たり保護マットは必要か。	11
Q2-1-8 放射性物質汚染対処特措法第35条第1項の規定に基づき、国が所有する土地の除染等の措置を国が実施し、それに伴い発生した除去土壌を現場で保管を行った場合において、当該土地が国有財産売却の対象となり、所有者が民間事業者に変更になったとき、当該土地	

に保管されている除去土壌の保管及び処分については、国と市町村のどちらが実施者になるか。	11
また、所有者等が変更になるような場合は、関係者間で十分協議し、所有者変更後の実施者について事前に明確にしておくようにしてください。	11
Q2-1-9 通学路の除染により発生した除去土壌等を、隣接する施設（公園等）において保管することは、現場保管に該当するか。	12
例えば、短期間で完結する一つの事業の中で、敷地が連続する複数の施設の除染をまとめて実施している場合は、一体として除染を行っているとして解釈することも可能と考えられます。	12
(2) 保管台帳.....	12
Q2-2-1 保管台帳には、国や県が実施した除染により生じた除去土壌等についても記録する必要があるのか。	12
Q2-2-2 「保管を終了した年月日」とは、搬入を終了した年月日か、保管していた除去土壌等が全量搬出された年月日のどちらか。	12
Q2-2-3 「保管終了時点における放射線の量」は保管が終わった時点での線量を測るのか。	12
Q2-2-4 「保管開始前及び開始後における放射線の量」について、例えば同じ保管場所に半年間隔で3回搬入した場合など、複数の保管時期がある場合はどのように記載するか。	12
Q2-2-5 「除去土壌等の種類」はどの程度分ける必要があるのか。	13
Q2-2-6 「除去土壌等の数量」について、時期を分けて搬入したり、一部を搬出したりする場合は、いつの時点の量を記載すればよいか。	13
Q2-2-7 現場保管していた除去土壌を全量搬出した場合は、どのように記載すればよいか。	13
Q2-2-8 「飛散防止措置の内容」は何を記載すればよいか。	13
Q2-2-9 「底面の遮水措置の内容」は何を記載すればよいか。	13
Q2-2-10 「雨水等浸入防止措置の内容」は何を記載すればよいか。	13
Q2-2-11 「放射線防護の遮へい措置の内容」は何を記載すればよいか。	13
Q2-2-12 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設への搬入についてのことか、それとも搬出についてのことか。	13
Q2-2-13 「備考欄」は何を記載すべきか。	14
Q2-2-14 現場保管について、保管していた除去土壌等の全量を仮置場に搬出して保管が終了した場合は、当該現場保管の台帳は破棄してよいか。	14
Q2-2-15 総合運動公園において北端と南端で2箇所の保管場所がある場合など、一つの敷地内に複数の保管場所がある場合はどのように記載すればよいか。	14
(3) 保管に関する財政措置	14
Q2-3-1 仮置場の設置に係る費用の財政措置に制限はあるか。また、仮置場の候補地について実地調査をした結果、その土地が仮置場の設置に不適切だった場合、調査費用は財政措置の対象か。	14
Q2-3-2 仮置場の周囲に囲いを設けることは、財政措置の対象となるか。	14

Q2-3-3 仮置場への進入路に対する整備（設置、拡幅、舗装など）は財政措置の対象となるか。	14
Q2-3-4 仮置場において地下水のモニタリングを実施するにあたり、ボーリング調査を行ったが、地下水が確認できなかった。この場合、代替手法を用いて仮置場からの浸出水をモニタリングすることは財政措置の対象になるか。	15
Q2-3-5 除染関係ガイドラインが策定される前や放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した措置など、除染等の措置に類する行為によって生じた土壌等を、財政措置を受けて造成した仮置場に保管してよいか。	15
Q2-3-6 大雨等で仮置場の法面が崩れた場合、仮置場の維持管理経費として復旧に係る費用は財政措置の対象となるか。	15
Q2-3-7 現場保管を可能とするための軽微な造成費用は財政措置の対象になるか。また、排水上、U字溝の設置が必要な場合、その設置費用は財政措置の対象になるか。	15
Q2-3-8 現場保管場所を変更する必要がある場合、その現場内での移設に係る費用は財政措置の対象になるか。	15
Q2-3-9 除去土壌等を保管する容器が破損又は破損のおそれがある場合、容器の入れ替えに係る費用は財政措置の対象となるか。	16
Q2-3-10 既設道路を仮置場の進入路として使用したことにより、アスファルト舗装等が損傷した場合、その補修に掛かる費用は財政措置の対象になるか。	16
Q2-3-11 仮置場等の撤去に伴い発生した現場発生品の処分はどうすればよいか。市町村で処分する場合、処分費用は財政措置の対象となるか。	16
Q2-3-12 市町村が整備する仮置場に、県（国）が実施した除染から発生する除去土壌を搬入し保管することは可能か。	16
3 専門家派遣事業に関する事項	17
Q3-1 専門家派遣事業は、どのような場面に活用できるのか。	17
Q3-21 専門家派遣事業に関しては、どのような形で支援を得られるか。	17
4 事後モニタリング事業に関する事項	18
Q4-1 事後モニタリングに係る経費は財政措置の対象となるか。また、どのような測定点や頻度で実施すれば良いか。	18
Q4-2 事後モニタリングのために新たに測定機器を購入しても良いか。	19
5 その他の事項	19

1 財政措置等に関する事項

(1) 全般的事項

Q1-1-1 補助金の対象となる5つの業務(「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」、「専門家派遣業務」及び「事後モニタリング事業」)の対象となる市町村はどこか。

A 「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」及び「事後モニタリング事業」は放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されている市町村を対象としています。一方、「専門家派遣事業」は全ての市町村を対象としています。

Q1-1-2 概算払いは可能か。

A 原則として概算払いは可能ですが、概算払請求は、真に概算払が必要な額を請求することとしてください。具体的には、確実に年度内に支出が見込まれる調査費、事務費、除染工事に係る前払金などが対象となります。その他、請求期限等の制限がありますので、詳細については、環境省本省までお問い合わせください。

Q1-1-3 関連する資料の印刷や消耗品等に係る経費は、財政措置の対象となるのか。また、仕様書の設計、事業進捗管理及び測定・監視等を行うコンサルタントの委託費、非常勤職員の臨時雇用費、国が主催する説明会等への出席に要する旅費等は、財政措置の対象となるのか。また、その際の手続きに制限はあるのか。

A 交付要綱・取扱要領に従い、以下の考え方を踏まえた上で、財政措置の対象となります。

- ① 除染等の措置等が目的であることが提出書類において明確にされている必要がある。
- ② 除染等の措置等が目的でない経費は財政措置の対象とならない。
- ③ 除染等の措置等に関連して支出する経費とそれ以外の使途で支出する経費が定量的に分離できるように按分されている必要がある。
- ④ 除染事業等の事業量に鑑み、合理的な数量が財政措置の対象となる。
- ⑤ 購入とリースを比較しているなど、合理的な調達方法が検討されている必要がある。
- ⑥ その他、必要性や合理性が認められない経費は財政措置の対象とならない。

事業者の選定に関しては、各市町村の会計規則等に従って、価格等について複数者の間での競争原理が働くよう入札等によることを基本としてください。なお、業者選定の基準については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条を御参照ください。

なお、不明な点がある場合には、事前に環境省に御相談ください。

Q1-1-4 測定機器の購入や校正費用についても、財政措置の対象となるか。
A 必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。ただし、測定機器の使用は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事業に係るものに限ることに御留意ください。
Q1-1-5 作業に協力いただいた一般の方への謝礼等も、財政措置の対象となるのか。
A どのような行為への対価なのかを明記した契約を市町村と一般の方との間で締結した場合は、必要かつ合理的な範囲で、一般の方に対して何らかの経費支給を行い、かつ、その経費を財政措置の対象とすることができます。
Q1-1-6 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関する費用は財政措置の対象となるのか。
A 同制度に関する費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります（原則として、記録の引渡しに係る費用のみ、財政措置の対象となります。）。
Q1-1-7 補助金により取得した財産について、補助事業終了後にその使途に制限はかかるのか。
A 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具（線量計等）について、処分制限期間中※1に補助目的に反して転用、譲渡、交換、貸付、取壊し又は廃棄を行う場合は、原則として残存年数納付金額※2の返納が必要となりますので、該当する事案が発生した場合は環境省まで御相談ください。 なお、仮置場に通常設置する側溝、舗装面等は仮設物とみなし、上記動産と同じ扱いとしますので、①撤去後に取得価格等が 50 万円を超えるものを転用等する場合、②撤去せず別目的に使用する場合には、環境省まで御相談ください。 また、土地を取得した場合は、搬入路拡幅分等の軽微な場合を除き、原則として補助目的終了後（仮置場解消後等）に売却額又は価値額（土地評価額）の返納が必要となる見込みです。 ※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による ※2 処分する財産に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る）の割合を乗じて得た額
Q1-1-8 新年度の労務単価の変更に当たり、契約を変更する特例措置を講じたい。
A 公共工事に関する関係省庁の通知を、財政措置による市町村除染における契約に準用して差し支えありません。

Q1-1-9 取扱要領においては、「請負者が請負業者賠償責任保険等に参加すること」を求めているが、発注者である市町村が保険に参加することも認められるか。

A 請負者及びその全ての下請人が被保険者に含まれており、一般的に請負者が加入する保険において担保されている保険対象と同様の内容が担保されるのであれば、市町村が契約者として保険に参加することも可能です。

なお、請負者が保険に参加する場合は、必要となる保険料を個々の事業の請負金額に含めていただくことを想定していますが、市町村が契約者となる場合には、個々の事業の請負金額に保険料を含めるのではなく、保険加入に係る費用について別途補助金の交付申請を行ってください。

Q1-1-10 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金においては、写真を添えて事業の実績を報告することとなっているが、具体的にはどのような写真を撮影し提出する必要があるのか。

A 写真撮影は、(ア)除染等の措置等の実施時(仮置きや現場保管等を含む)及び(イ)除染実施前後の空間線量率の測定時に実施してください。(ア)に関しては、「除染等工事共通仕様書(ひな形)」(平成24年6月21日)に記載された写真管理基準を参照し、事業の実施状況を示すものを提出してください(作業前、作業中及び作業後の写真を含む。)(イ)に関しては、施設ごとに、除染実施前後の測定(※1)のうち、主な測定点(※2)の写真を提出してください。なお、測定の実施状況全体を収めたものだけでなく、測定機器の測定結果表示部を、測定結果を識別できるように撮影したものを含めてください。

※1…除染関係ガイドラインの測定点②を想定。除染関係ガイドラインでは表面から1cm、50cm及び1mの高さの位置において測定を行うこととされていますが、写真を撮影するのは、表面から1m(小学校以下及び特別支援学校等においては50cmでも可)のもののみで構いません。ただし、測定点②においてベータ線測定を行う場合は、測定点①のうち適当な地点としてください。

※2…測定点の数は土地等の広さや形状等に依存するので一概には定められませんが、戸建て住宅等であれば2か所、集合住宅及び公共施設(学校等を含む)であれば5か所程度、農地及び牧草地であれば1haあたりに1か所程度を目安としてください。

(2) その他除染等の措置等に係る事項

Q1-2-1 屋内で放射線量が高い場所がある場合、どうすればよいのか。

A これまでの知見から、屋外の除染を実施することで屋内の線量も低減することが分かっています。このため、屋外の除染の実施状況を確認し、十分な線量低減が見られない具体的な事例がある場合は、現場の状況とあわせて環境省に御相談ください。

Q1-2-2 除去土壌等の処分の実施者は誰なのか。

- A 放射性物質汚染対処特措法第 35 条において、除染等の措置等の実施者が規定されており、同法第 36 条において、「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」を除染実施計画に定めることとされています。
- また、同法第 38 条において「第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。」とされており、除染等の措置等は「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分(同法第 25 条第1項)」とされていることから、同法上、例えば、市町村の定める除染実施計画に、市町村が除染等の措置等の実施者と位置づけられている施設においては、当該施設に対して実施された土壌等の除染等の措置により発生した除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(同法第 31 条))の処分は、市町村が行うこととなります。

Q1-2-3 除染土壌等を適切に管理した場合の安全性について、国としてしっかり広報してほしい。特に、放射線そのものとその影響、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトの安全性についてどのように広報しているか。

- A 平成 23 年末より Web サイトの開設(<http://josen.env.go.jp/>)、除染特別地域と福島県内それ以外の市町村に向けたパンフレットの作成・配布、福島県内の新聞広告やテレビ・ラジオ番組等を通じて広報活動に取り組んでいるところです。また、平成 24 年1月より、放射性物質に汚染された地域の除染に際して、除染に関する専門家の派遣や情報発信を行う拠点である除染情報プラザを開設しました(<http://josen-plaza.env.go.jp/>)。引き続き、パンフレット類の充実を図るとともに、プラザを拠点としたセミナーや市民向け講習会等の実施を通じ、広報活動に努めてまいります。

Q1-2-4 除染措置完了市町村とは何か。

- A 汚染状況重点調査地域に指定された市町村のうち、除染実施計画に基づいて実施した除染等の措置の完了の報告があり、環境省が内容を確認した市町村です。

Q1-2-5 除染措置が完了すると国の補助金交付は受けられなくなるのか。

- A 汚染状況重点調査地域に指定されている限り、除染措置が完了した後も補助金交付を受けることができます。例えば、地域内の空間線量率のモニタリングなどを実施できます。また、仮に計画に基づく除染措置が完了した後に実施区域内に局所的な汚染が見つかった場合も必要に応じて除染のフォローアップを行うことも可能です(但し、フォローアップの一環で除染等の措置を実施する際は、除染等の措置完了予定時期内であることが必要です。環境省に御相談の上、必要に応じて除染実施計画における除染等の措置完了予定時期を変更してください。)

Q1-2-6 汚染状況重点調査地域の指定を解除するにはどうしたらいいか。

A 汚染状況重点調査地域の指定の解除については、特措法第33条において、指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときに、同地域の区域の変更又は指定を解除することができるかとされています。これまで幾つかの市町村について、本条件に該当するとして、汚染状況重点調査地域の指定を解除していますので、手続きの流れ、詳細な測定方法等については、環境省までお問い合わせください。

Q1-2-7 汚染状況重点調査地域の指定解除後は、汚染状況の監視を目的としたモニタリング費用は補助対象にならないか。

A 汚染状況重点調査地域の指定解除後のモニタリングについては補助金の対象になりません。なお、住民とのリスクコミュニケーションのための専門家派遣事業については引き続き補助対象になります(Q3-1 参照。)。

Q1-2-8 年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトになるまで、除染を何度実施しても財政措置の対象となるのか。

A 年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下というのは除染を含む様々な対策を総合的に行うことによる放射線防護の長期的な目標であることも踏まえて、二度目以降の除染の実施について財政措置の対象とするか検討しますので、個別に環境省に御相談ください。なお、第16回環境回復検討会における資料2などで示している除染のフォローアップの考え方についても参照してください。

2 除去土壌の保管等に関する事項

(1) 全般的事項

Q2-1-1 「除染実施計画の対象となる区域(法第36条第2項第2号に定める区域)」外に仮置場を設置することは可能か。

A 可能です。但し、除染実施計画においては、「除染等の措置等を実施する区域」についても定める必要があるため、仮置場の所在地を除染実施計画に記載するか、除染実施計画の「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項」等の部分に、保管に関する管理内容(保管方法、場所、量など)を記録する旨を記載するとともに、放射性物質汚染対処特措法施行規則第53条に基づく除去土壌等保管台帳を作成することで、除染実施計画に位置付けてください。また、今後、除染実施計画の対象となる区域外において処分を行う場合においても、同様の方法により位置付けることが必要となります。

Q2-1-2 仮置場の敷地境界において、搬入中に除去土壌による追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないこととあるが、これは毎時0.23マイクロシーベルトであると解してよいか。(廃棄物関係ガイドラインでは、毎時0.19マイクロシーベルトとなっている。)

A 毎時0.23マイクロシーベルトではありません。搬入中の除去土壌による追加被ばく線量とは、自然界からの放射線量を除いた被ばく線量を意味し、廃棄物関係ガイドライン5～8ページにおいて、搬入中の除去土壌による年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトに達しないと考えられる毎時0.19マイクロシーベルトとバックグラウンドの空間線量率の合計値によって測定結果を評価することとされています。したがって、保管場所における敷地境界での空間線量率の測定値は、バックグラウンド測定の値＋毎時0.19マイクロシーベルトを超えない値であることを確認することになります。

なお、0.23 μ Sv/hという数値は、除染を含めた総合的な放射線防護策により達成すべき長期の目標として設定している「個人の年間追加被ばく線量1mSv」という数値を、安全側に立った特定の生活パターンの条件下で空間線量率に換算したものであり、生活空間の空間線量率が0.23 μ Sv/hを超えていても、必ずしも年間追加被ばく線量1mSvを超過しないことが明らかとなっています。

Q2-1-3 除去土壌の現場保管や仮置場での保管に当たり、遮蔽用土のうの数・覆土の厚さや離隔距離を設定するために専門機関に委託する等して、除去土壌の放射能濃度を測定する必要があるか。

A 除去土壌が発生した地域の空間線量率から除染関係ガイドラインの4～10～12ページに記載している表を参考に、遮蔽用土のうの数・覆土の厚さや離隔距離を設定することができるため、除去土壌の放射能濃度の測定は必要ありません。また同ガイドライン4～17ページにあるように、除去土壌の搬入中では敷地境界において除去土壌からの追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないように、搬入後は周辺環境と同程度になるよう管理してください。

Q2-1-4 除去土壌の仮置場について、線量に変化はなく、仮置場の状態は定期的に目視により確認しているため、測定の頻度を変更できないか。 A 比較的線量が低い地域において、8週間分(8回分)の測定結果から、おおよそバックグラウンド平均値+3×σ(標準偏差)未満であれば、その後は、仮置場への除去土壌の出し入れがなく、かつ、定期的に仮置場の異常の有無がないかどうか管理されている場合に限り、2週間から1か月に一度の頻度で測定を行っても差し支えありません。なお、自然災害等により仮置場の損傷可能性が生じた場合は、その都度、速やかに異常の有無を確認してください。
Q2-1-5 仮置場の構造にはどのようなものがあるのか。 A 基本的には、除染関係ガイドラインに示すとおり、遮水シートや土のうを用いて施設要件及び管理要件を満たす構造にしてください。 なお、遮水シートの代わりに仮設のパイプハウスを用いた構造とすることも、耐震性等安全性が確保され、雨水侵入防止等の要件を満たすものであり、並びに、必要かつ合理的な範囲内であれば、差し支えありませんので、個別に環境省へ御相談ください。
Q2-1-6 仮置場の設置に当たり厚さ6mmの遮水シートの敷設は必要か。 A 遮水シートの厚さは、最終処分場における遮水工用のシートとして求められる厚さが1.5mmであることなどから、一般的には1.5mmで十分であると考えられます。
Q2-1-7 仮置場の設置に当たり保護マットは必要か。 A 除去土壌等の保管に際し、遮水シートに加え保護マット(不織布その他)の敷設が必要になるのは、廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版環境省)の除染廃棄物関係ガイドラインに示すように、保管する除染廃棄物に突起物等が含まれる等、遮水シート等の破損が懸念される場合です。これには、地下保管において当該土地の土壌に礫が多く含まれる場合も同様です。
Q2-1-8 放射性物質汚染対処特措法第35条第1項の規定に基づき、国が所有する土地の除染等の措置を国が実施し、それに伴い発生した除去土壌を現場で保管を行った場合において、当該土地が国有財産売払の対象となり、所有者が民間事業者に変更になったとき、当該土地に保管されている除去土壌の保管及び処分については、国と市町村のどちらが実施者になるか。 A 除染等の措置等(土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。)については、基本的には除染等の措置を実施した者が行うものと解するのが適当です。ただし、放射性物質汚染対処特措法第35条第3項に規定されている合意により保管・処分の実施者を変更した場合はこの限りではありません。 また、所有者等が変更になるような場合は、関係者間で十分協議し、所有者変更後の実施者について事前に明確にしておくようにしてください。

Q2-1-9 通学路の除染により発生した除去土壌等を、隣接する施設(公園等)において保管することは、現場保管に該当するか。

A 特措法上の現場保管とは「土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌等を当該除染等の措置を実施した土地において保管」することであり、基本的には、隣接する施設における保管は、現場保管に該当しません。

ただし、隣接する施設も含めて一体として除染を行っている場合に、当該隣接する施設において保管することは、現場保管と解釈することも可能と考えられますので、市町村において適切に判断してください。

例えば、短期間で完結する一つの事業の中で、敷地が連続する複数の施設の除染をまとめて実施している場合は、一体として除染を行っているとして解釈することも可能と考えられます。

(2)保管台帳

Q2-2-1 保管台帳には、国や県が実施した除染により生じた除去土壌等についても記録する必要があるのか。

A 保管台帳については、国や県が実施したものも含めて、全ての除去土壌等が記録の対象となります。なお、国や県が除去土壌等を保管した時は、除染実施計画を定めている市町村等に保管場所等を届出することとなっています。

Q2-2-2 「保管を終了した年月日」とは、搬入を終了した年月日か、保管していた除去土壌等が全量搬出された年月日のどちらか。

A 保管していた除去土壌等が全て搬出され、それ以降、保管行為がなくなった年月日のことです。

Q2-2-3 「保管終了時点における放射線の量」は保管が終わった時点での線量を測るのか。

A 保管していた除去土壌等が全て搬出され、それ以降、保管行為がなくなった時点に、放射線量を測定してください。

Q2-2-4 「保管開始前及び開始後における放射線の量」について、例えば同じ保管場所に半年間隔で3回搬入した場合など、複数の保管時期がある場合はどのように記載するか。

A 初回の開始前データ(除去土壌が全く搬入されていない状態)と、最後の搬入後のデータ(直近のデータ)を記載してください。

なお、当該欄の記載の趣旨は、除去土壌を搬入する前の状態と搬入後で空間線量率に大きな変動がないか確認するものです(除染関係ガイドライン 4-18 ページ下方参照)。

Q2-2-5 「除去土壌等の種類」はどの程度分ける必要があるのか。
A 除去土壌については土壌汚染対策法の要措置区域からの土壌など、放射性セシウム以外の汚染があるものはそれ以外のものと分けて記載し、可燃性廃棄物については腐敗性廃棄物とその他の可燃性廃棄物で分けて記載しておけば、その後の処理等を検討する際に有用と思われます。ただし、このような分け方が難しい場合には、少なくとも除去土壌、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物の3分類で分けていただくようお願いします。
Q2-2-6 「除去土壌等の数量」について、時期を分けて搬入したり、一部を搬出したりする場合は、いつの時点の量を記載すればよいか。
A 搬入・搬出があればその一連の作業が終了次第修正し、現時点で保管している量が記載されているようにしてください。年間を通じて搬入・搬出がある場合は、任意の時点における保管量を、概ね四半期に一度程度の頻度で記載してください。
Q2-2-7 現場保管していた除去土壌を全量搬出した場合は、どのように記載すればよいか。
A 全量搬出した場合は、保管容器の番号、飛散防止、遮蔽などの情報は残したまま、保管数量のみを「0」にするとともに、「除去土壌等の運搬の内容」について記載してください。
Q2-2-8 「飛散防止措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 容器(土のう袋、フレコン等)、防塵用シート、覆土などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
Q2-2-9 「底面の遮水措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 遮水シート、容器(防水性フレコン等)などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
Q2-2-10 「雨水等浸入防止措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 遮水シート、容器(防水性フレコン等)などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
Q2-2-11 「放射線防護の遮へい措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 遮蔽(土のう・覆土等)、離隔などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
Q2-2-12 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設への搬入についてのことか、それとも搬出についてのことか。
A 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設から搬出したことについて記載してください。例えば、「運搬先」は、当該保管場所から搬出した際の搬出先について記載してください。また、除去土壌等の運搬が複数回に分割して行われる場合、当該項目の記載にあたっては、運搬の履歴が分かるように追記する形で記載してください。

Q2-2-13 「備考欄」は何を記載すべきか。
A 中間貯蔵施設等への搬出を行うことをふまえると、現場保管と仮置場の別、及び地上保管と地下保管の別などを記載しておけば、搬出の際にどのような準備や作業が必要かを把握しやすくなります。その他、搬出路の状況等、搬出の際の注意事項などを適宜、記載してください。
Q2-2-14 現場保管について、保管していた除去土壌等の全量を仮置場に搬出して保管が終了した場合は、当該現場保管の台帳は破棄してよいか。
A 保管が終了した場合でも、その時点から 10 年間は台帳を保存してください。なお、その際、台帳については保管数量を0とするとともに、「除去土壌等の運搬の内容」について記載してください。
Q2-2-15 総合運動公園において北端と南端で 2 箇所の保管場所がある場合など、一つの敷地内に複数の保管場所がある場合はどのように記載すればよいか。
A 保管場所毎に台帳を分けて記載してください。所在地が同じ場合、土地所有者等の氏名又は名称の欄、住所の欄もしくは備考の欄に、違いがわかるような記載をお願いします。なお、同一の保管場所でも山単位などで管理者が異なる場合は、管理者ごとに台帳を作成しても差し支えありません。

(3) 保管に関する財政措置

Q2-3-1 仮置場の設置に係る費用の財政措置に制限はあるか。また、仮置場の候補地について実地調査をした結果、その土地が仮置場の設置に不適切だった場合、調査費用は財政措置の対象か。
A 仮置場の規模、設置箇所数は、必要かつ合理的な範囲であれば、制限はありません。また、仮置場の候補地を選定した理由・手順が合理的であった場合、仮に実地調査の結果仮置場を設置できなくとも、調査費用は財政措置の対象となります。
Q2-3-2 仮置場の周囲に囲いを設けることは、財政措置の対象となるか。
A 除染関係ガイドラインに示す要件を満たすために、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。 なお、仮置場の囲い柵について、風圧に耐える構造とする場合には、基礎部分の風荷重を考慮した構造とするために必要な経費について、財政措置の対象となります。
Q2-3-3 仮置場への進入路に対する整備(設置、拡幅、舗装など)は財政措置の対象となるか。
A 仮置場への進入路の整備に関しては、「土木工事仮設計画ガイドブック(一般社団法人全日本建設技術協会)第6章工事用道路」などにに基づき、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります(ただし、設置については1車線のための敷設を原則とします。また、

全幅4mを原則とします。)。ただし、新たに道路を設置する場合やアスファルト舗装を実施する場合など個別に判断を要する整備事項がありますので、仮置場への進入路の整備に際しては環境省に御相談ください。

Q2-3-4 仮置場において地下水のモニタリングを実施するにあたり、ボーリング調査を行ったが、地下水が確認できなかった。この場合、代替手法を用いて仮置場からの浸出水をモニタリングすることは財政措置の対象になるか。

A ボーリング調査の結果、相当程度の深さを掘っても地下水を確認できない場合は、合理的な範囲で暗渠を設置する等の代替手法を財政措置の対象とすることがありますので、個別に環境省に御相談ください。

Q2-3-5 除染関係ガイドラインが策定される前や放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した措置など、除染等の措置に類する行為によって生じた土壌等を、財政措置を受けて造成した仮置場に保管してよいか。

A 財政措置の対象となる仮置きに係る費用は、原則として、特措法に基づく除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等(除去土壌等)に係るもののみです。市町村の独自の措置等、特措法に基づかない措置から発生した土壌等の仮置き・処分等に係る費用は、財政措置の対象とはなりません。ただし、特措法の施行以前に実施した除染に類する措置であって、その後、市町村によって定められた除染実施計画に位置づけられたものについては、当該措置を特措法に基づく措置とみなし、当該措置の実施に伴い生じた土壌等の運搬、保管及び処分に係る費用を財政措置とする場合もありますので、個別に環境省にご相談ください。

Q2-3-6 大雨等で仮置場の法面が崩れた場合、仮置場の維持管理経費として復旧に係る費用は財政措置の対象となるか。

A 仮置場の設計上・施工上の不備が認められない場合、復旧に係る必要最低限の措置は財政措置の対象になります。

併せて、従前の設計と比べて、頑強な造りへ変更する場合などは事前に環境省まで御相談ください。

Q2-3-7 現場保管を可能とするための軽微な造成費用は財政措置の対象になるか。また、排水上、U字溝の設置が必要な場合、その設置費用は財政措置の対象になるか。

A 現場保管のための整地費用や車両進入用のスロープを造成する費用は、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象になります。U字溝の設置など、新たな財物の形成につながる措置は原則として財政措置の対象になりません。

Q2-3-8 現場保管場所を変更する必要がある場合、その現場内での移設に係る費用は財政措置の対象になるか。

A 現場保管場所を決定するにあたっては、土地の所有者と事前に協議を行い、今後の土地利用上支障がない場所を選定していると考えられることから、原則として財政措置の対象になりません。

Q2-3-9 除去土壌等を保管する容器が破損又は破損のおそれがある場合、容器の入れ替えに係る費用は財政措置の対象となるか。

A 保管に係る維持管理費用として財政措置の対象になります。

Q2-3-10 既設道路を仮置場の進入路として使用したことにより、アスファルト舗装等が損傷した場合、その補修に掛かる費用は財政措置の対象になるか。

A 除去土壌等の運搬に伴い当該道路が損傷したと認められる範囲内に限って、原状回復に係る補修費用が財政措置の対象となります。なお、その際には、当該道路を進入路として使用する前の状態が確認できる資料が必要となりますので、あらかじめ当該道路について管理者立会いのもとで現況路面の調査を行い、写真その他の現況路面の性状が分かる資料を残すなど、準備をし、環境省に協議してください。

Q2-3-11 仮置場等の撤去に伴い発生した現場発生品の処分はどうすればよいか。市町村で処分する場合、処分費用は財政措置の対象となるか。

A 仮置場等の撤去に伴い発生した現場発生品の再利用又は処分は、基本的に各市町村において、通常の公共事業と同じ手段により実施してください。この場合、再利用又は処分に係る費用は財政措置の対象となります。なお、現場発生品の種類によっては財産処分の手続きを必要とする場合がありますので Q1-1-7 も併せて御確認ください。

Q2-3-12 市町村が整備する仮置場に、県(国)が実施した除染から発生する除去土壌を搬入し保管することは可能か。

A 可能です。具体的には以下のような場合が想定されます。

① 県(国)が、市町村に対し除去土壌の保管を委託する場合。

② 県(国)が、市町村の仮置場の一部を賃借し、除去土壌を保管する場合。

③ 法第 35 条第3項に基づき、除去土壌の保管について、市町村と県(国)の間で合意を得て、市町村が保管する場合。

①②の場合、経費については、例えば仮置場で保管するそれぞれの除去土壌量に応じるなどして、市町村と県(国)で按分するようにしてください。③の場合については、除染実施計画の変更が必要になりますが、計画に具体的な記載をすることが難しいなど、やむを得ない場合は、「国や県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壌等についても、協議の上、市が設置した仮置場にて市が保管する場合があります。」等と記載し、計画とは別の書面や当事者間の合意書等で具体的な内容を整理することも可能ですので、個別に環境省に御相談ください。

3 専門家派遣事業に関する事項

Q3-1 専門家派遣事業は、どのような場面に活用できるのか。

A 例えば、市町村等の担当者等に対する除染に係る技術的・法的助言をする相談役として専門家を招聘する場合や、住民との対話の場における講演者やアドバイザーとして専門家を招聘する場合に活用することが想定されます。また、専門家派遣事業の一環として、専門家が住民の理解促進等に必要と判断した場合における、放射性物質濃度の測定等の実施も可能です。

Q3-2 専門家派遣事業に関しては、どのような形で支援を得られるか。

A 専門家の派遣に係る費用を、国が補助金を通じて負担します。

4 事後モニタリング事業に関する事項

Q4-1 事後モニタリングに係る経費は財政措置の対象となるか。また、どのような測定点や頻度で実施すれば良いか。

A 事後モニタリングについては、次の3種類を財政措置の対象とします(必ずしも全てを実施する必要はありません。地域の実情に応じて合理的な範囲で実施してください。)

<1. 詳細事後モニタリング>

汚染状況重点調査地域内の除染等の措置を実施した施設等において、除染効果が維持されていることを施設単位で確認し、リスクコミュニケーションに役立てることなどを目的として、必要に応じて実施できるものであり、具体的には以下の通りとします。

(ア) 測定の実施時期については、除染作業の終了から半年～1 年後を目安とします。

(イ) 測定点については、除染関係ガイドライン 2-14 ページ等で規定する測定点①及び測定点②から抽出することとします。

(ただし、実施者の判断により、必要に応じて事前・事後測定時と異なる測定点を設定することも可能です。)

(ウ) 測定点①については空間線量率(高さ1m※)を、測定点②については空間線量率(高さ1m※)及び表面線量率(高さ1cm)を測定します。

※小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません

詳細事後モニタリングについては、除染を実施した施設について、原則として1回のみの財政措置の対象となりますが、フォローアップ除染等のために必要な場合には複数回実施し得ることとします。

<2. 継続モニタリング>

汚染状況重点調査地域において、指定解除に向けた線量把握等を目的として、必要に応じて実施できるものであり、具体的には以下の通りとします。

(ア) 実施の頻度については、年1～2回程度を基本とします。

(必要かつ合理的な範囲で、年に数回程度(例えば、四半期に1回程度)まで、財政措置の対象となります。)

(イ) 測定点数については、最大でも除染関係ガイドラインで示す除染実施区域を決めるための測定点数とします。

(「3. 解除モニタリング」に向けて測定点を配置することが合理的です。)

(ウ) 測定の高さは原則として地上 1m とします。

(小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません。)

<3. 解除モニタリング>

汚染状況重点調査地域の指定の解除を目的として実施するものであり、具体的には以下の通りとします(指定解除の要件等についてはQ1-2-7 参照。)

(ア) 指定解除の要件を満たす見込みがある場合に限り実施可能とし、原則 1 回とします。

(イ) 基本的には除染実施区域を決めるために基本としている区域単位(字や大字等)ごとに、少なくとも5点程度において測定するようにしてください。

(ウ) 測定の高さは原則として地上 1m とします。

(小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません。)

解除モニタリングは、汚染状況重点調査地域内であれば、除染実施区域外において実施する場合においても、財政措置の対象となります。詳細な測定方法等については、環境省までお問い合わせください。

Q4-2 事後モニタリングのために新たに測定機器を購入しても良いか。

A 除染実施計画策定のための測定や、除染実施前後の測定等のために購入した既存の測定機器が活用できるのであれば、それらを活用してください。そのために必要となる校正に係る費用も財政措置の対象となります。

既存の測定機器を活用しても数が足りない場合には、新たに購入していただくことも可能です。ただし、校正・購入した測定機器の使用は放射性物質汚染対処特別措置法に基づく事業に係るものに限ることに御留意ください。

5 その他の事項

平成 28 年 5 月 20 日付除染関係 Q&A のうち、下記事項については、当該除染関係 Q&A の解釈を参照してください。

1-3, 1-4,1-7,1-8, 1-13, 1-17, 1-19,1-20,1-21,1-24,1-30, 2-3, 2-4,2-5, 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11, 2-13, 2-14, 2-15, 2-16, 2-17, 2-21, 2-22, 2-23, 2-24, 2-26, 2-27, 2-28, 2-29,2-38,2-42, 4-4, 4-5, 4-12,4-13, 4-14, 4-18, 4-21,4-22, 4-23, 4-26, 4-28, 4-31, 4-32, 4-33, 4-34, 4-35, 4-36, 4-37, 4-38, 4-39, 4-40, 4-42, 4-49,4-62,4-63,4-64,4-65,4-66,4-69,4-70,4-71,4-74,4-75,4-76,4-77,4-78,4-79,4-80,4-81,4-82,4-83,4-84,4-85,4-86,4-87,4-88,4-89,4-90,4-91,4-92,4-93,4-94,5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 5-6